

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請等に関する費用

姫路木材仲買協同組合

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の第11に基づき、認定等の費用負担について、下記のとおり定める。

記

1. 認定手数料

認定審査委員会の開催、事務、文書連絡費用として

認定申請書1件あたり 5,000円 とする。

継続認定申請時も同様とする。

認定有効期間内の追加の申請についても同様とする。

2. 調査費用

現地調査または立入調査費用として実費（交通費・旅費相当額）

以上